

(3) 勧告の結果とられた措置についての報告

ア 防衛省から途中経過について説明聴取

防衛省への「勧告」発出後、令和5年3月6日、防衛省に対し、再発防止策の策定等に係る現時点の検討状況について報告を聴取した。

さらに、当審査会は、本漏えい事案を受けて全職員を対象に行われた調査の詳細な内容について改めて説明を求めることとし、3月27日の審査会において、政府参考人から説明を聴取した。

政府参考人からの説明概要（令和5年3月27日審査会）

（本漏えい事案に関し行われたアンケート調査の調査項目について）

アンケート調査は、令和5年1月6日から同月31日までの間に行った。調査対象は、防衛省の全職員であり、約25万人から回答を得た。

回答については、電子メールで直接回答させることで、直属の上司等の他の職員に回答内容を見られないように配慮し、防衛政策局調査課及び各機関等の保全部署の職員により調査を実施した。

調査結果を踏まえて、更なる確認を行うため、再発防止検討委員会内に特別調査チームを立ち上げ、個別具体的な秘密漏えいの有無について具体的な確認作業を行った。

その結果、現時点で、本件以外に秘密漏えい自体は確認されなかった。ただし、取扱いの注意を要する文書等の不適切な管理が疑われる可能性のある事例が数件あったため、現在も調査を継続している。

この調査結果及び再発防止策は、第3回再発防止検討委員会において議論を行った上で、大臣に報告した後、取りまとめることになる。

この内容については、情報監視審査会にもしっかりと御報告したい。

イ 勧告の結果とられた措置についての報告書の受領

令和5年4月10日、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領した。

同日、当審査会では、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件、特に防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置の報告について、政府参考人から説明を聴取するとともに、質疑を行った。

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和4年12月26日に公表した海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案について、衆議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛省では副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案を調査するとともに再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

1 について

全防衛省職員約25万名を対象として調査した結果、1,466名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。

2 について

日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

3 について

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。

4 について

情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。

5 について

情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。

6 について

本事案が生起したことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第181号。令和5年3月31日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。

(7) 政府参考人からの説明概要（令和5年4月10日審査会）

令和4年12月26日に公表した本漏えい事案について、情報監視審査会から、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」を受けたことに関して、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案の調査及び再発防止策を取りまとめたので、その内容について報告する。

（勧告1について）

令和5年1月6日から同月31日までの間、約25万人の全職員を対象に調査を行った。調査の結果、1,466名の職員が元職員からブリーフィングの依頼を受けており、情報部署に限らず、省内の様々な部隊等に対し依頼がなされていること、また依頼を受けている職員は幹部職員の比率が多いことといった実態が判明した。

回答について、懸念すべき事項について更なる調査を個別に実施するため、再発防止検討委員会の下に特別調査チームを立ち上げ精査したところ、本漏えい事案のほかに、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報漏えいの事実は確認されなかった。

一方で、秘密には該当しないものの、本来、部外の者に見せることを予定していない個人情報又は取扱上の注意を要する文書等の不適切な取扱いが元職員との間でなされていた疑いが排除できないものが数件確認された。これらについては、今後も事実関係の調査を進めていきたい。

（勧告2について）

日常的に機微な情報を取り扱う情報部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

その上で、情報部署以外に所属する職員が行う元職員に対するブリーフィングについても、厳格なルールを設定した。元職員からのブリーフィング依頼を受け付ける5つの連絡調整部署を設け、この部署において一元的に受付を行うこととし、今後は、個人が直接ブリーフィングの依頼を受けることがないようにした。

次に、依頼を受けた連絡調整部署においては、内容等を確認し、実施担当部署に連絡調整を行うこととした。また、実施担当部署においては、保全責任者等がブリーフィングの目的、内容、対応等を確認し、情報漏えいのおそれがないと認められる場合に限り実施を許可することとし、また、複数の職員でブリーフィングを実施することとした。

また、元職員との面会についても厳格なルールを設けた。情報部署に所属する職員が元職員と面会を行う場合、当該職員は保全責任者等に事前の申請を行うこととし、保全責任者等は、対応等を確認し、情報漏えいのおそれがないと認められる場合に限り、複数の職員での面会を許可できることとした。情報部署以外の部署に所属する職員が元職員と面会を行う場合も、複数の職員で対応することとし、面会を実施した後に、面会の目的、内容、対応等について保全責任者等に報告しなければならないこととした。

なお、ブリーフィング又は面会の実施時において秘密情報を要求されるなど特異な働きかけがあった場合は、直ちに面会又はブリーフィングを中止することとした。

(勧告 3 について)

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないことなどについて、防衛省のホームページ、SNS、広報誌等のほか、部隊等の行事における現役職員と元職員の交流の場や、元職員の関連団体の会合等を効果的に用いて周知することとした。

また、今後退職する職員に対しては、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないことなどを再認識させるため、誓約書を取ることにした。

(勧告 4 について)

保全意識の更なる徹底のため、従来の全職員を対象として行う年1回の保全教育に加え、職員が管理者等に補職又は指定された場合、速やかに保全教育を実施することとした。

当該保全教育においては、情報保全について部下職員を指導監督すべき立場にある者が元職員に対して秘密情報を漏らしたことや、かつての職務上の上司と部下の関係により保全意識がゆがめられ得ることなど、本事案から得られた教訓を反映させて行うこととしている。

また、管理者等以外の職員に対する保全教育について、職員一人一人の更なる情報保全意識の徹底を図るべく、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を行うとともに、それぞれの業務上の職責に適した内容にするなどして実施することとした。

(勧告5について)

今回の事案を受け、情報保全の更なる徹底を図る必要があるが、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進の取組も重要であるため、対外公表可能な資料を用いて、情報発信を一層積極的に実施することとしている。

(勧告6について)

本事案が生じたことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達²⁸を発出し、再発防止の徹底を図ることとした。

自衛隊の円滑な運用、同盟国等との緊密な連携を確保し、我が国防衛を全うするためには、情報保全の徹底が必要不可欠であり、今後、再発防止措置を始め関係する施策に一層取り組み、信頼回復に全力を尽くしていく。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 今般の再発防止策は元職員に対するものだが、例えば一般の方や大学の研究者など元職員以外の者からの働きかけについては、どう対応するのか。

[令和5年4月10日審査会]

[答弁概要]

- ・元職員からのブリーフィング依頼の受付については、連絡調整部署²⁹に集約して行うが、元職員以外の者からの依頼については、直接担当部署の方に依頼が行き、それぞれで適切な判断がなされることになる。

²⁸ 「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（通達）」（防防調（防）第181号、令和5年3月31日）（全文は巻末 参考資料VI参照）

²⁹ 連絡調整部署とは、大臣官房文書課、陸上幕僚監部監理部総務課、海上幕僚監部総務部総務課、航空幕僚監部総務部総務課及び防衛装備庁長官官房総務官である。（「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（通達）」（防防調（防）第181号、令和5年3月31日）第1(8)参照）

問 1-2. 元職員とそれ以外の者との間で対応に差があると、元職員が悪い人ようになってしまうという印象を持たれないか。

[令和 5 年 4 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そう言っていただけるのはありがたいが、今回の漏えい事案が元職員と現職職員との関係から生じたものであることを踏まえ、今般のような元職員に対する再発防止措置が必要であると考えて仕組みを設けたところである。

問 2. 今回、特定秘密を漏えいした情報業務群司令は、不起訴処分となった。本漏えい事案のような口頭による漏えいは、比較的軽い案件であると職員の方々に認識されるのは困る。防衛省として、情報漏えいは、非常に重い事案であるということを、再度しっかり教育するということがよいか。

[令和 5 年 4 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・結果として不起訴処分にはなったが、特定秘密を漏えいした情報業務群司令は懲戒免職になっており、退職金も支払われていない。この処分については、適正になされたと考えている。また、この処分自体は不起訴によって何ら影響されるものではない。
- ・本件については、非常に重い事案であるという認識に立って対応してきており、あつてはならない事案であるということについては、その旨、しっかり職員に対する教育において徹底していきたい。

問 3-1. 当初、海上自衛隊警務隊が調査を行ったのか。通常の警察と違って、仮に警務隊の証拠集め等が不十分であったために不起訴になったということはないか。

[令和 5 年 4 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・捜査自体、警務隊が行っている。
- ・捜査の状況については、立場上、申し上げるのは難しい。

問3-2. 特定秘密を漏えいしたために、懲戒免職を受けているにもかかわらず、刑事事件的には、不起訴処分となっており、懲戒免職は重過ぎたのではないかと見る節もある。警務隊の捜査方法、検察への引継ぎなどについて、きちんと検証する必要があるのではないか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・警務隊は、検察の指揮に基づいて捜査を行ったところではあるが、御指摘については、関係部署に伝えたい。

問3-3. 漏えい事案があったと検察に通報した後は、警務隊は、検察の指揮の下で、司法警察職員として捜査を行ったということでしょうか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・基本的に、警務隊は、検察の指揮の下で捜査を行っている。
- ・今回の漏えい事案について言えば、事案の発覚後、警務隊に告発をし捜査が開始されているが、その捜査においては、自衛隊内で発生した事案なので、検察の指揮の下、警務隊が司法警察職員として捜査を担当したということである。

問4. 日本に秘密情報を提供している国々、特に米国等に対して、今回の漏えい事案及び再発防止について、しっかりと説明をする必要があるのではないか。

[令和5年4月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・[不開示情報]。

○委員からの指摘事項

- ・本漏えい事案の不起訴処分に関し、警務隊は、立件を想定した証拠集めがしっかりできていたのか、防衛省内で検討する必要がある。

(参考) 海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に関する主な経過

日付	機関名	主な出来事の内容
平成 26 年 12 月 10 日		・ 特定秘密保護法施行
令和 2 年 1 月 頃	防衛省	・ 元海上自衛隊自衛艦隊司令官（A氏）が情報業務群司令らに情勢説明を依頼
2 月	防衛省	・ 情報業務群司令がA氏に説明を計 2 回実施
3 月 19 日	防衛省	・ 情報業務群司令がA氏への情勢ブリーフィングの際に特定秘密を漏えい ・ 防衛省に秘密情報を漏らした可能性がある旨の情報提供
3 月 26 日	防衛省	・ 海上自衛隊が海上幕僚監部監察官を委員長とする事故調査委員会を設置 ・ 海上幕僚監部が海上自衛隊警務隊に通報
令和 3 年 6 月 24 日	防衛省	・ 情報業務群司令を刑事告発
令和 4 年 12 月 26 日	防衛省	・ 防衛省が情報業務群司令を懲戒免職処分、特定秘密保護法違反容疑などで横浜地検へ書類送致 ・ 海上幕僚長による会見・事案の公表
	(衆議院)	※公表に先立ち、事前に防衛省から説明聴取
12 月 27 日	防衛省	・ 第 1 回特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会 ①事案の報告 ②大臣指示に基づく再発防止措置について
令和 5 年 1 月 20 日	衆議院	・ 防衛省から説明聴取、質疑 ・ 勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことに協議決定 ・ 細田衆議院議長を經由して浜田防衛大臣に対して勧告
2 月 2 日	参議院	・ 防衛大臣に対し、勧告及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定 ・ 尾辻参議院議長を經由して浜田防衛大臣に対して勧告
2 月 21 日	防衛省	・ 第 2 回特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会

日付	機関名	主な出来事の内容
		①衆議院及び参議院情報監視審査会による勧告について ②現在の取り組み状況及び今後の進め方について
3月6日	衆議院	・再発防止策の策定等に係る現時点の検討状況について、報告聴取
3月14日	横浜地検	・元情報業務群司令を不起訴処分
3月27日	衆議院	・本漏えい事案を受けて全職員を対象に行われた調査の内容について説明聴取
3月29日	防衛省	・第3回特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会 ○特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置（案）について
3月31日	防衛省	・海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置について公表 防衛大臣が通達を発出
4月10日	衆議院	・勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から細田衆議院議長宛報告書を受領 ・勧告の結果とられた措置について、防衛省から説明聴取、質疑
4月11日	参議院	・勧告の結果とられた措置について、浜田防衛大臣から尾辻参議院議長宛報告書を受領
4月19日	参議院	・勧告の結果とられた措置について、防衛省から説明聴取、質疑

(出典) 防衛省資料、防衛省ホームページ、参議院ホームページ、読売新聞(2023.2.17, 2023.4.1)等を基に作成

(参考) 防衛省による特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置

令和5年3月31日、防衛省は、衆議院情報監視審査会の勧告内容及び本漏えい事案の要因及び同種事案・ブリーフィング依頼の有無の調査結果等を踏まえた再発防止措置を策定し、以下の再発防止措置（〔資料1〕参照）を講ずることを公表した。なお、防衛省の退職者に対してもホームページを通じてその旨、周知が図られた（〔資料2〕参照）。

また、同日、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会における検討結果等を踏まえ、防衛大臣から防衛大臣通達³⁰を発出し、職員に対して再発防止の周知・徹底を図ることとした。

[資料1] 再発防止措置の概要（令和5年3月31日、防衛省ホームページより）

特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置（概要）		令和5年3月 防 衛 省
昨年12月26日に公表した特定秘密等漏えい事案に関し、本年3月末までに策定することとしていた再発防止措置について、衆・参両院から受けた勧告の内容及び同種事案・ブリーフィング依頼の有無の調査結果を十分に踏まえ、以下を取りまとめ、 本年3月31日、防衛大臣から通達		
1 元職員へのブリーフィング・面会の対応要領の策定		
○ 元職員からのブリーフィング依頼の「連絡調整部署」を指定し対応を一元化 ・情報部署の職員：ブリーフィング禁止（例外なし） ・情報部署以外の職員：連絡調整部署と保全部署の連携の下、上司の事前許可により対応		
○ 面会は部署に応じて事前許可又は事後報告を制度化 ・情報部署の職員：元職員との面会の際は、事前許可を受けた上で対応 ・情報部署以外の職員：元職員との面会後事後報告		
○ ブリーフィング・面会ともに 複数の職員で対応		
2 保全意識の更なる徹底		
○ 従来の年1回の保全教育の徹底に加え、 管理者や退職する職員への教育を新たに制度化		
○ 退職時、現役職員に秘密情報の提供を求めないこと等の 誓約書を新たに制度化		
○ 現役職員に 秘密情報の提供を求めないこと等 を、様々な機会・手段で 元職員に周知		
3 防衛省の施策等に係る国民の理解への配慮		
○ 情報保全の徹底と同時に、対外公表資料を用い、防衛省の施策等の 情報発信を積極的に実施		

³⁰ 「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（通達）」（防防調（防）第181号、令和5年3月31日）（全文は巻末 参考資料VI参照）

[資料2] 退職者への周知の内容（令和5年3月31日、防衛省ホームページより）

防衛省

防衛省を退職された皆様へ

今般、日常的に機微な情報を取り扱う部隊指揮官であった海上自衛隊1等海佐が、かつて職務上の上司であった元防衛省職員と2人きりで面会し実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密等の情報を漏らした事案を受け、令和4年12月26日、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（長：防衛副大臣）を設置し、同委員会において、再発防止に係るより実効性のある具体的な方策について検討を行い、以下の措置を講ずることといたしましたので、お知らせします。

【ブリーフィング】

- ① 日常的に機微な情報を取扱う部署に所属する職員（以下「情報部署の職員」という）は、元防衛省職員に対する**ブリーフィングの実施が禁止**となります。
- ② 情報部署以外の職員についても、元防衛省職員に対しブリーフィングを実施する場合は、**事前の許可及び実施結果の報告**が必要となります。
- ③ **元防衛省職員からのブリーフィングの依頼を受け付け、所要の連絡調整を行う部署を指定**しましたので、**ブリーフィングの依頼の際は、当該部署へ連絡**をお願い致します。

【面会】

- ① 情報部署の職員が元防衛省職員と面会する場合は、**事前の許可及び面会結果の報告**が必要となります。
- ② 情報部署の職員以外の職員についても、元防衛省職員と面会する場合は、**面会結果の報告**が必要となります。

※ 許可を得て実施するブリーフィング及び面会においても、**特異な情報提供等の働き掛けがあった場合には、直ちに中止**させていただきます。

なお、今回の措置により、防衛省・自衛隊の施策等に対する皆様の理解の妨げにならないよう、**対外的に公開可能な資料を用いて、情報発信を積極的に実施**してまいります。

防衛省

防衛省を退職された皆様へ

○自衛隊法、特定秘密の保護に関する法律及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に基づく**守秘義務については、退職後も在職中と同様に負っております**。在職中に知ることのできた秘密を漏らした場合、**関連の法律に基づき、刑事上の処罰の対象となる可能性**があります。

○元防衛省職員が、**過去の職務上の上下関係を利用**するなどして、職員に対して秘密情報の提供を求める行為は、**秘密情報の漏えいの教唆として、刑事上の処罰の対象**となる可能性があります。

○当該情報提供の依頼により、職員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、免職等の重処分を受けることとなり、**職員の業務及び生活に深刻な影響を生じさせる**こととなります。

(参考) 各秘密区分ごとの罰則等

区分	特定秘密	特別防衛秘密	省秘	注意	部内限り
根拠	特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号)	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和29年法律第166号)	秘密保全に関する訓令 (平成19年防衛電令第36号)	取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて (防衛済第4608号、19.4.27)	
定義	我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、特に秘密が必要なもの（物産、外交、特定利害活動の防止、テロリ又は人の防止に関する情報）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定により供与された装備品等の性能等に関する事項等で、公になつていないもの	国の安全又は利益に関わる事項であつて、関係職員以外に知らせてはならないもの	当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの	防衛省の職員以外の者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの
罰則	・10年以下の懲役等（未遂犯、過失犯も処罰） ・教唆、煽動：5年以下の懲役	・10年以下の懲役等（未遂犯、過失犯も処罰） ・教唆、煽動：5年以下の懲役	・1年以下の懲役又は50万円以上の罰金（未遂犯、過失犯は処罰なし） ・教唆、ほう助：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※自衛隊法第59条（守秘義務）違反として、同法第118条の罰則が適用	・自衛隊法第59条（守秘義務）違反として、同法第118条の罰則の適用を受けられる場合がある。	